

船舶事故調査報告書

平成28年9月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月13日 13時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村渡嘉敷島南方沖 阿波連埼灯台から真方位182° 11.1海里（M）付近 （概位 北緯25° 57.3′ 東経127° 20.1′）
事故の概要	貨物船大峰山丸は、西進中、また、漁船第五瑞祥丸は、北進中、 両船が衝突した。 大峰山丸は、船首部等に擦過傷を生じ、また、第五瑞祥丸は、右舷 外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇 事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 大峰山丸、498トン 140616、双葉汽船株式会社 72.98m (Lr) × 12.30m × 7.00m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成19年9月 B 漁船 第五瑞祥丸、4.96トン ON3-40585（漁船登録番号）、個人所有 9.90m (Lr) × 2.60m × 0.88m、FRP ディーゼル機関、281.00kW、昭和56年5月24日 第296-25945号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 36歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成15年2月13日 免状交付年月日 平成24年11月30日 免状有効期間満了日 平成30年2月12日 甲板長A 男性 56歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成18年1月11日 免状交付年月日 平成22年8月13日 免状有効期間満了日 平成28年1月10日

	<p>B 船長B 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年2月6日 免許証交付日 平成26年8月13日 (平成31年9月6日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>A 船首部及び左舷外板に擦過傷 B 右舷外板に破口、右舷ブルワークに破口及び凹損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 5、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約4m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板長Aほか3人が乗り組み、肥料約550tを積載し、船首約3.02m、船尾約5.18mの喫水により、台風の余波がある状況下、沖縄県石垣市石垣島に向けて沖縄県金武中城港<small>まんなかくすく</small>を出港した。</p> <p>甲板長Aは、単独の船橋当直につき、渡嘉敷島南方沖を自動操舵により真方位約260°の針路及び約11.5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行中、周囲に他船が見えなかったため、食堂内の移動物の固縛状況を点検しようと降橋した。</p> <p>甲板長Aは、堂内での点検を終えて昇橋して周囲を見た際、A船の左舷にB船の右舷が接触しているところを認め、右舵を取った。</p> <p>A船は、B船から離れた後、昇橋した船長Aが操船してB船に接近し、左舷側が沈んだ状態のB船から乗組員1人を救助した。</p> <p>A船は、船長Aが海上保安庁に本事故の発生を通報した後、同庁の指示により沖縄県那覇港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、渡嘉敷島南方沖において、外国漁船の操業状況についての調査業務(以下「本件業務」という。)を行った後、渡嘉敷村阿嘉島<small>あか</small>で停泊して休息しようと思ひ、約2knの速力で自動操舵により北進していた。</p> <p>船長Bは、台風の余波がある状況下、時化<small>しげ</small>ていて立ち続けるのがつらいので、操舵室の床に約10分間横になったり、立って周囲を見渡したりを繰り返した。</p> <p>船長Bは、平成27年7月13日13時00分ごろ、渡嘉敷島南方沖において、操舵室の床に横になっていたところ、衝突音が聞こえ、船体が左舷側に傾き、操舵室の窓を通してA船の外板を認めた。</p> <p>船長Bは、通り過ぎるA船を右舷側に認めた後、機関室に浸水して主機が停止したことを知り、衛星携帯電話で所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、戻って来たA船に救助された。</p> <p>B船は、来援した僚船にえい航<small>えい</small>されて糸満漁港に戻り、陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>

<p>その他の事項</p>	<p>甲板長Aは、うねりが高かったので、小型船がうねりの間に入ると見付けにくかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、操舵室で立って見張りを行ったとき、他船を見掛けなかったため、周囲には他船がないものと思った。</p> <p>船長Bは、本件業務を行うのが年約30回あり、平成27年は17回目であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A あり、B あり</p> <p>A船は、渡嘉敷島南方沖を西進中、甲板長Aが、船体動揺に伴い食堂内の移動物の固縛状況を点検しようと降橋し、見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船の船首部と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、渡嘉敷島南方沖を北進中、船長Bが、周囲に他船はいないものと思い、時化により立ち続けるのがつらく、操舵室の床に横になっていて、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、渡嘉敷島南方沖において、A船が西進中、B船が北進中、甲板長Aが、船体動揺に伴い食堂内の移動物の固縛状況を点検しようと降橋し、見張りを行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、時化により立ち続けるのがつらく、操舵室の床に横になっていて、見張りを適切に行っていなかったため、A船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

